

山形県公立大学法人オープンアクセスポリシー

令和7年4月1日

(趣旨)

- 1 山形県公立大学法人は、地域に根ざした大学として真理の探究と地の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与するために、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本法人は、本法人に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載した研究成果（以下「研究成果」という。）を、山形県公立大学法人学術機関リポジトリその他当該研究成果の著者が選択する方法によって可能な限り公開する。ただし、研究成果の著作権は、本法人には移転しない。

(適用除外)

- 3 著作権その他のやむを得ない理由で研究成果の公開が不適切である場合、当該研究成果を公開しないことができる。

(適用の範囲)

- 4 本ポリシーは、本ポリシー施行後に出版又は公表された研究成果に適用する。

(山形県公立大学法人学術機関リポジトリへの登録)

- 5 山形県公立大学法人学術機関リポジトリへの登録により公開する場合は、教職員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本法人に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「山形県公立大学法人学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本ポリシーは、令和7年4月1日から施行する。